

原子力災害時の
避難所受付ステーション
運営マニュアル



令和5年10月
石巻市

はじめに

避難所受付ステーションの運営は本来石巻市が行うことになっています。しかしながら、原子力災害は台風などの風水害のようにあらかじめ災害の発生が予測できる場合と異なり、突発的かつ広範囲に放射性物質が放出される、あるいは放出されるおそれがあり、被ばく線量を最小限に抑える手段として早期に避難させることが重要となることから、本市職員は、住民の送り出し等の業務を最優先せざるを得ず、避難所受付ステーション運営は非常に難しい状況となることが予想されます。

そのため、本マニュアルでは、突発的かつ広範囲に放射性物質が放出される、あるいは放出されるおそれのある原子力災害時に本市と受入れ市町村が連携し、避難所受付ステーションにおける諸課題に的確に対応しながら円滑な運営を行うため、避難所受付ステーションに関する基本的な事項、運営のあり方や活動内容など、避難所受付ステーションの運営に関する具体的な手順を記載しています。

本マニュアルを基に、各避難所受付ステーションの実情を踏まえた避難所受付ステーション運営体制を整備するようお願いいたします。

目 次

第1	避難所受付ステーションの概要.....	1
第2	事前対策	9
1.	石巻市	9
2.	宮城県	11
第3	原子力災害時の対応.....	12
1.	避難所受付ステーション設置等の流れ.....	12
2.	避難所受付ステーション運営時の流れ.....	19
3.	避難所受付ステーションの運営と石巻市への引継ぎ.....	25
4.	避難所受付ステーション閉鎖の流れ.....	25
5.	その他	25
第4	資料編	27
1.	避難所受付ステーションに必要な基本セット.....	27
2.	避難所受付ステーションに係る業務一覧.....	28

【様式】

- ・ 様式1 避難所、受付 St. の被災状況の確認
- ・ 様式2 避難所、受付 St. の被災状況の報告
- ・ 様式3-1 避難所受付ステーションの設置依頼（AL時点）
- ・ 様式3-2 避難所受付ステーションの設置依頼（GE（放射性物質放出後））
- ・ 様式4-1 避難所受付ステーションの設置完了報告（AL時点）
- ・ 様式4-2 避難所受付ステーションの設置完了報告（GE（放射性物質放出後））
- ・ 様式5 避難／一時移転の開始連絡
- ・ 様式6 通過人数の報告
- ・ 様式7 受入停止の連絡
- ・ 様式8 避難元市町から県への避難所再割当依頼
- ・ 様式9 避難所再割当依頼
- ・ 様式10 受入可否の回答
- ・ 様式11 再割当結果の回答

【参考資料】

- ・ 参考1 警戒事態（AL）の発生連絡
- ・ 参考2 施設敷地緊急事態（SE）の発生連絡
- ・ 参考3 全面緊急事態（GE）の発生連絡
- ・ 参考4 放射性物質放出の連絡
- ・ 参考5 緊急時モニタリング結果の共有
- ・ 参考6 避難退域時検査等場所通過証
- ・ 参考7 避難所受付 St. 受付票
- ・ 参考8 避難所受付 St. から避難所までの案内図

第1 避難所受付ステーションの概要

1. 避難所受付ステーションとは

原子力災害が発生した際に、石巻市の住民等は市以外への広域避難が必要となります。このとき、受入れる市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の8の規定に基づき広域一時滞在者を受入れることとされており、あらかじめ避難先市町村と協定を締結し、避難所を指定しています。しかし、自然災害と原子力災害との複合災害により、あらかじめ指定された避難所が何らかの理由で使用できない場合も想定されます。

避難所受付ステーションは、そういった状況によって絶えず変化する最新の避難所開設情報を基に、住民の円滑な避難のため適確に避難所の割当てを行う機能を有する拠点です。

石巻市は、避難所受付ステーションへ速やかに職員を派遣し、各避難所の避難状況や不足物資を把握し、その情報を基に宮城県災害対策本部との連絡調整を図ります。なお、災害による被害により、石巻市職員にて運営対応できない場合等は石巻市職員が到着するまでの間、避難先市町村に運営の協力をいただきます。

一般住民の避難開始から避難所受付ステーションまでの一般的な流れを図1-1に、避難所受付ステーションのレイアウトイメージを図1-2に示します。なお、PAZ及びPAZに準じた区域（準PAZ）の住民等は、放射性物質が放出される前に避難するため、避難退域時検査等場所の通過は必要ありません。

また、事故発生から広域避難までの流れを図1-3に、広域避難先市町村と受入人数を図1-4に示します。

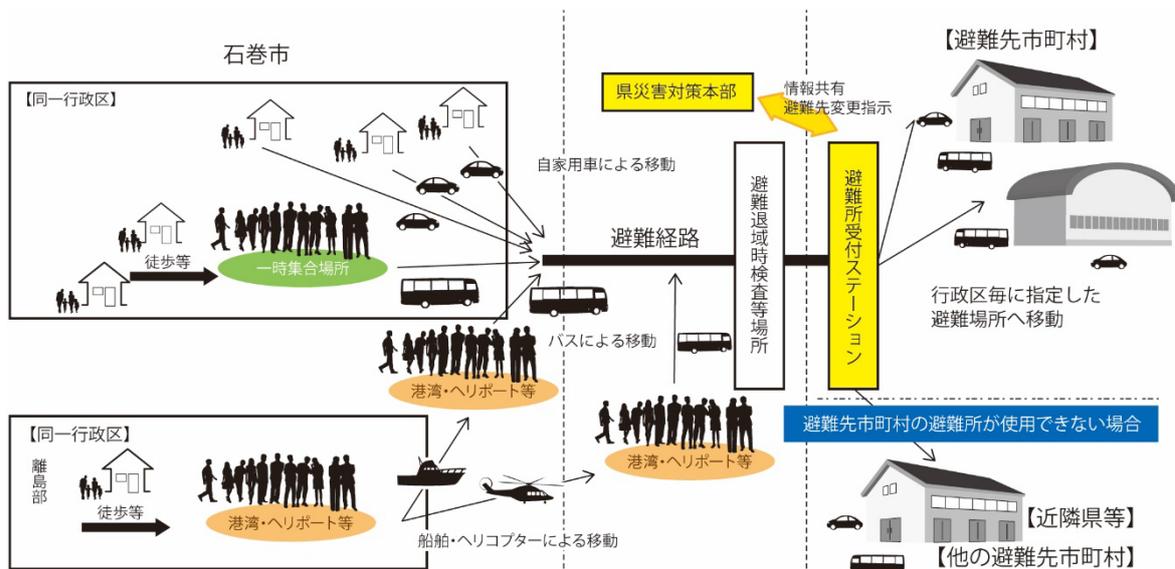


図1-1 一般住民の避難所受付ステーションまでの流れ

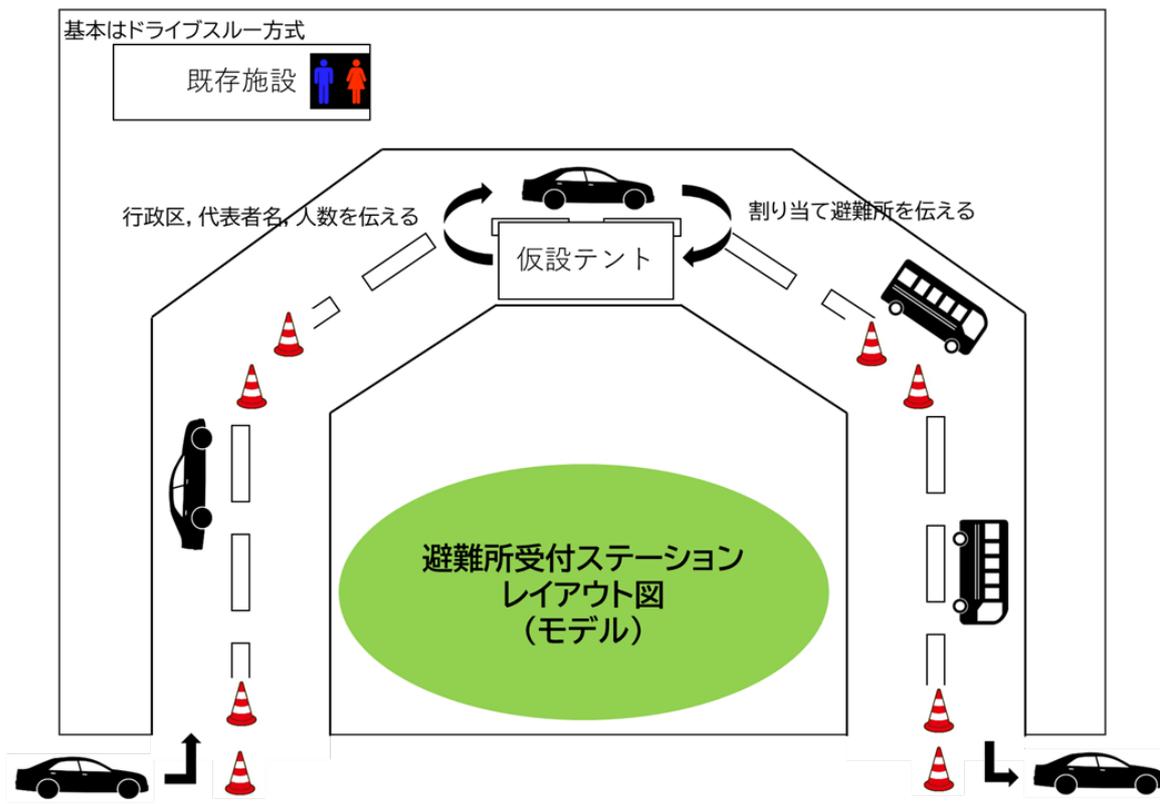
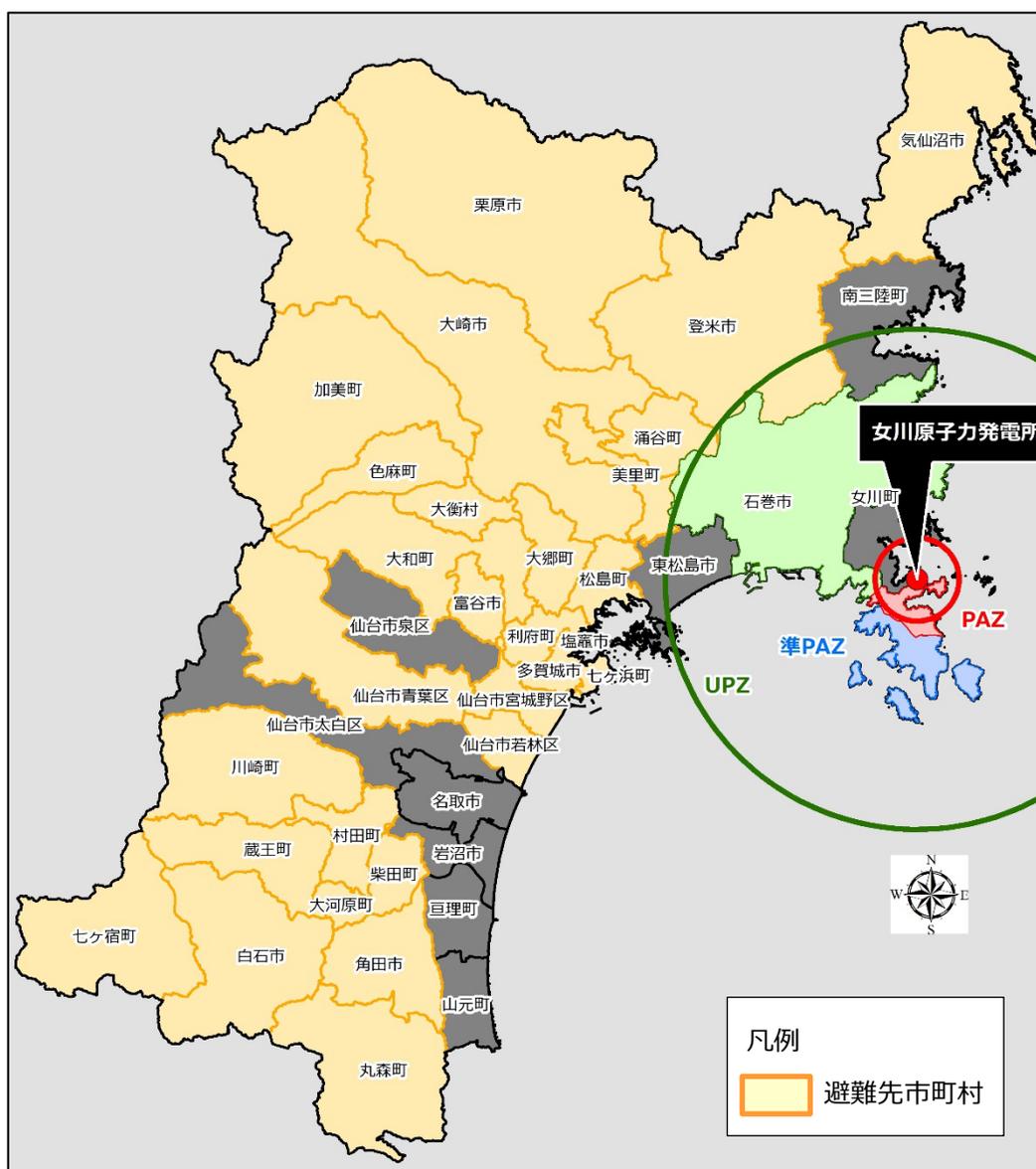


図 1-2 避難所受付ステーションのレイアウトイメージ図

事象の進展・状況			石巻市原子力災害時広域避難計画との対応
対象地域	PAZ・準PAZ	UPZ	第3 広域避難計画の対象地域
女川原子力発電所で事故発生			
放射性物質の放出前	警戒事態 (AL)	施設敷地緊急事態要避難者 避難・屋内退避準備 児童生徒等 引渡し準備・引渡しの開始	児童生徒等 引渡し準備・引渡しの開始
	施設敷地緊急事態 (SE)	施設敷地緊急事態要避難者 引渡しができない児童生徒・教職員 避難実施 住民 避難準備	住民 屋内退避準備
	全面緊急事態 (GE) ※放出前	住民 避難実施 安定ヨウ素剤の予防服用	住民・教職員・児童生徒等 屋内退避・避難準備実施
環境中に放射性物質が放出			第4 防護の決定 第5 住民への情報伝達・広報 第6 住民への防護措置 第7 住民等の避難行動 第8 避難所の開設・運営及び避難所への入所 第9 石巻市と避難先市町村との連携 第10 複合災害時の対応
放射性物質の放出後	全面緊急事態 (GE) ※放出後	放出から数時間以内 $500 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域 緊急防護措置 (OIL 1) 避難実施 放出から1週間程度内 $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域 早期防護措置 (OIL 2) 一時移転実施 ※避難・一時移転の指示区域以外は、屋内退避を継続	

図 1-3 事故発生から広域避難までのフロー図



No.	避難先市町村	受入人数	No.	避難先市町村	受入人数	No.	避難先市町村	受入人数
1	仙台市	40,605	10	富谷市	2,620	19	大河原町	1,300
2	大崎市	39,000	11	白石市	2,340	20	大郷町	1,200
3	登米市	11,003	12	大衡村	2,324	21	塩竈市	1,103
4	栗原市	10,300	13	色麻町	2,200	22	七ヶ浜町	911
5	多賀城市	6,480	14	角田市	2,000	23	村田町	850
6	加美町	5,980	15	柴田町	1,930	24	涌谷町	800
7	気仙沼市	4,410	16	丸森町	1,800	25	川崎町	800
8	大和町	4,065	17	蔵王町	1,730	26	七ヶ宿町	450
9	美里町	3,495	18	利府町	1,548	27	松島町	433
						計		151,677

図 1-4 広域避難先市町村と受入人数

2. 避難対象となる住民

避難対象となる住民は、あらかじめ避難先市町村に送付している「原子力災害時の避難台帳」に登録されている行政区の住民とします。「原子力災害時の避難台帳」を図 1-5 に示します。

【様式1】

原子力災害時の避難台帳

市町村名 _____

	行政区	世帯数	人口	受付ステーション	避難所	摘要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
計						

図 1-5 原子力災害時の避難台帳

3. 避難所受付ステーションの一覧と連絡体制

避難先市町村別避難受付ステーション一覧を表 1-1 に、宮城県災害対策本部及び石巻市災害対策本部の連絡先と各避難先市町村の連絡先一覧を表 1-2、表 1-3 に示します。

表 1-1 避難先市町村別避難受付ステーション一覧①

No.	市町村名	施設名	住所	電話番号
1	仙台市 青葉区	新田東総合運動場	仙台市宮城野区新田東 4-1-1	022-231-1221
	仙台市 宮城野区			
	仙台市 若林区	若林体育館	仙台市若林区卸町東 2-8-10	022-236-0011
2	大崎市	宮城県大崎合同庁舎	大崎市古川旭 4-1-1	0229-91-0701
3	登米市	登米市中田総合体育館	登米市中田町宝江黒沼字浦 38-3	0220-34-7302
4	栗原市	若柳総合体育館	栗原市若柳字川南道伝前 125-2	0228-32-3313
5	多賀城市	さんみらい多賀城イベントプラザ (STEP)	多賀城市八幡字一本柳 114-6	022-799-7250
6	加美町	中新田体育館	加美町字一本杉 58	0229-63-5880
7	気仙沼市	本吉公民館	気仙沼市本吉町津谷新明戸 136	0226-42-2606
8	大和町	大和町総合体育館	大和町宮床字松倉 92	022-346-2178
9	美里町	美里町スイミングセンター	美里町木間塚字高田 48	0229-58-2220
10	富谷市	富谷市総合運動公園	富谷市一ノ関隴合山 6-8	022-358-3111
11	白石市	白石市文化体育活動センター (ホワイトキューブ)	白石市鷹巣東 2-1-1	0224-22-1290
12	大衡村	大衡村役場	大衡村大衡字平林 62	022-345-5111
13	色麻町	色麻町町民体育館	色麻町四竈柵木町 132-1	0229-65-3110
14	角田市	角田市役所	角田市角田字大坊 41	0224-63-2123
15	柴田町	しばたの郷土館	柴田町船岡西 1-6-26	0224-55-0707
16	丸森町	丸森町役場	丸森町字鳥屋 120	0224-72-2111
17	蔵王町	蔵王町ふるさと文化会館	蔵王町大字円田字西浦 5	0224-33-2018
18	利府町	利府町中央公園多目的運動場	利府町青山 1-57-2	なし
19	大河原町	大河原町総合体育館	大河原町字小島 1-7	0224-53-1010
20	大郷町	フラップ大郷 21	大郷町中村字北浦 58-1	022-359-5326
21	塩竈市	塩釜ガス体育館	塩竈市今宮町 9-1	022-362-1010
22	七ヶ浜町	七ヶ浜町中央公民館 (生涯学習センター)	七ヶ浜町吉田浜字野山 5-9	022-357-3302
23	村田町	村田町中央公民館	村田町大字村田字西田 28	0224-83-2023

表 1-1 避難先市町村別避難受付ステーション一覧②

No.	市町村名	施設名	住所	電話番号
24	涌谷町	涌谷町B & G海洋センター	涌谷町字下道 69-8	0229-43-2035
25	川崎町	川崎町B & G海洋センター	川崎町大字川内字北川原山 92	0224-84-2277
26	七ヶ宿町	七ヶ宿町役場	七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111
27	松島町	品井沼農村環境改善センター	松島町幡谷鹿渡 24-11	022-352-2731

表 1-2 宮城県災害対策本部及び石巻市災害対策本部連絡先

No.	災害対策本部名	担当課	住所	電話番号
1	宮城県災害対策本部	原子力安全対策課	仙台市青葉区本町 3-8-1	022-211-2341
2	石巻市災害対策本部	総務部危機対策課	石巻市穀町 14-1	0225-95-1111

表 1-3 避難先市町村の連絡先一覧①

No.	市町村名	担当課	住所	電話番号
1	仙台市	危機管理局防災計画課	仙台市青葉区国分町 3-7-1	022-214-3146
2	大崎市	総務部防災安全課	大崎市古川七日町 1-1	0229-23-5144
3	登米市	総務部防災危機対策室	登米市迫町佐沼字中江 2-6-1	0220-23-7393
4	栗原市	総務部危機対策課	栗原市築館薬師 1-7-1	0228-22-1149
5	多賀城市	総務部危機管理課	多賀城市中央 2-1-1	022-368-1141
6	加美町	総務課危機管理室	加美町字西田三番 5	0229-63-5264
7	気仙沼市	総務部危機管理課	気仙沼市八日町 1-1-1	0226-22-3402
8	大和町	総務課	大和町吉岡まほろば 1-1-1	022-345-1111
9	美里町	防災管財課	美里町北浦字駒米 13	0229-33-2142
10	富谷市	総務部防災安全課	富谷市富谷坂松田 30	022-358-3180
11	白石市	総務部危機管理課	白石市大手町 1-1	0224-22-1452
12	大衡村	総務課	大衡村大衡字平林 62	022-345-5111
13	色麻町	総務課	色麻町四竈字北谷地 41	0229-65-1111
14	角田市	総務部防災安全課	角田市角田字大坊 41	0224-63-2123
15	柴田町	総務課	柴田町船岡中央 2-3-45	0224-55-2111
16	丸森町	総務課	丸森町字鳥屋 120	0224-72-3020
17	蔵王町	総務課	蔵王町大字円田字西浦北 10	0224-33-2211
18	利府町	総務部危機対策課	利府町利府字新並松 4	022-767-2174
19	大河原町	総務課	大河原町字新南 19	0224-53-2111
20	大郷町	総務課	大郷町粕川字西長崎 5-8	022-359-5500
21	塩竈市	総務部危機管理課	塩竈市旭町 1-1	022-355-6491

表 1-3 避難先市町村の連絡先一覧②

No.	市町村名	担 当 課	住 所	電話番号
22	七ヶ浜町	防災対策室	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1	022-357-7437
23	村田町	総務課	村田町大字村田字迫 6	0224-83-2111
24	涌谷町	総務課	涌谷町字新町裏 153-2	0229-43-2116
25	川崎町	総務課	川崎町大字前川字裏丁 175-1	0224-84-2111
26	七ヶ宿町	総務課	七ヶ宿町字関 126	0224-37-2111
27	松島町	総務課	松島町高城字帰命院下 19-1	022-354-5782

第2 事前対策

1. 石巻市

(1) 避難所受付ステーションの周知

石巻市は、原子力災害発生時の円滑な避難や一時移転（以下、「避難等」という。）を実施するため、住民等に対して自らが居住する行政区がどの避難経路を通り、どの避難所受付ステーションへ行く必要があるのかを平時から周知します。

(2) 避難所受付ステーションの運営にあたる人員の確保

石巻市は、避難先市町村との協議結果に基づき、避難所受付ステーションの設置等の初動対応で運営に必要な職員をあらかじめ調整しています。

初動対応にあたる職員に対しては、平時より設置及び運営方法等について周知します。なお、避難所受付ステーション運営に係る体制は、原則表 2-1 の構成とします。

表 2-1 避難受付ステーション体制

係名	役割	想定人数
運営責任者 兼 連絡係	避難所受付ステーション運営に係る全体統括を行う。 また、避難所受付ステーションにおける通過人数を、石巻市災害対策本部を通じて、県災害対策本部に報告する。	1人
住民対応係	避難等の対象住民に対し避難元の行政区等を聞き取り、当該住民に割当てられた避難所を伝達する。	1人以上 ※
庶務記録係	避難等の対象住民情報及び割当てた避難所を記録し、通過人数等を「運営責任者兼連絡係」に報告する。	1人以上 ※
誘導係	避難所受付ステーションにおける避難車両の誘導を行う。	3人以上 ※

※ 通過人数等の状況に応じて適切な人数を配置する。

※ 避難所受付ステーションの運営は、石巻市が運営することを基本とするが、災害による被害により、石巻市職員が対応できない場合等には避難先市町村が運営に協力するものとする。

(3) 運営に必要な資機材の整備・確保

石巻市は、避難等により避難所受付ステーションごとに通過することになる車両台数や住民の数等の基礎的情報を踏まえ、避難先市町村の意見を反映させつつ、必要となる資機材の種類及び数量（感染症対策品を含む。）を決め、それを整備します。

資機材の購入にあたっては、県を通じて原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（内閣府原子力防災担当、以下同じ。）を活用するとともに、交付金の対象とならない資機材については、自然災害の発生に備えた資機材の活用を検討します。

石巻市は、必要と決定した資機材を確保し、保管場所及び避難所受付ステーションまでの輸送手段（避難所受付ステーション設置場所に保管する場合を除く。）をあらかじめ避難先市町村と協議の上、決定します。

（４） 避難先市町村との協議、情報共有

石巻市は、避難所受付ステーションの立ち上げ等初動対応やその後の支援のあり方について、避難先市町村と協議を行います。

石巻市は、避難所受付ステーションを通過する住民の数が変更された場合のほか、地域防災計画や原子力災害時における石巻市広域避難計画、女川地域の緊急時対応等、避難所受付ステーションの運営に影響を与える改定を行った際には、避難先市町村に対して情報提供を行います。

石巻市は、避難先市町村にて設定されている避難所が追加や廃止されていないか等、避難等に影響を与える変更がないか定期的に情報収集します。

（５） 避難所受付ステーションのレイアウト図の作成

石巻市は、避難先市町村と協議の上、あらかじめ避難所受付ステーション内のレイアウト図を作成し、その配置を決定します。

なお、作成した図面については、石巻市職員、避難先市町村と情報共有を図るとともに、訓練で検証を行い、より円滑な運営ができるよう見直しを行います。

（６） 避難所受付ステーションから避難所までの避難経路案内図の作成

石巻市は、原子力災害時に避難所受付ステーションに到着した避難等を行う住民（以下、「避難等住民」という。）へ配布する文書として、避難所受付ステーションから指定された避難所までの避難経路案内図をあらかじめ作成し、避難先市町村と情報を共有します。

なお、避難経路案内図には避難所周辺の情報（駐車スペースやガソリンスタンド、コンビニエンスストア、生活用品販売店等の位置）を併せて記載するよう努めます。

（７） 避難所受付ステーション運営マニュアルに沿った訓練の実施、見直し

石巻市は、避難先市町村と共同して、避難所受付ステーション運営マニュアルに沿った訓練を定期的実施します。石巻市は、訓練の結果、見直しが必要と判断された内容について改善策を検討し、県及び避難先市町村と協力して、適時、運営マニュアルを改定します。

2. 宮城県

(1) 資機材の整備支援

県は、石巻市に対して、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付対象の範囲内で、避難所受付ステーションで必要となる資機材の整備を支援します。

(2) 市町村への支援

県は、石巻市及び避難先市町村が行う、避難所受付ステーション運営マニュアルの策定と見直し、訓練の実施等について、市町村間の調整、情報提供、助言等の支援を行います。

(3) 宮城県災害対策本部事務局における避難所再割当手順の整備

原子力災害時において、石巻市の避難計画で指定した避難所が使用できなくなった場合には、その都度、別の避難所を再度割当てて必要があることから、当該調整を円滑に実施するため、県は、あらかじめ避難所再割当手順を策定します。

(4) 避難所再割当手順に基づく訓練の実施

県は、策定した避難所再割当手順に基づき、毎年、原子力防災訓練において検証を行い、内容の見直しが必要と判断された場合には、当該手順を見直します。

第3 原子力災害時の対応

1. 避難所受付ステーション設置等の流れ

避難所受付ステーションの開設運営については、以下（１）～（４）の事態進展に沿って対応します。

（１）警戒事態【AL】（避難所受付ステーション開設）

- ① 原子力発電所で警戒事態に該当する事象が発生した場合、県から県内の全市町村に対して、電話、ファクシミリ、電子メール、防災行政無線等の手段でその旨が伝達されることから、石巻市は組織内でその情報を共有します。【参考１】
- ② 避難先市町村は、【様式１】による県からの依頼に基づき、避難所及び避難所受付ステーションの設置場所の被災状況を確認します。
- ③ 避難先市町村は、【様式２】により、避難所及び避難所受付ステーションの使用の可否を県へ報告します。
- ④ 県原子力災害警戒本部（県災害対策本部）は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に状況を報告し、同本部長より、PAZ及び準PAZの施設敷地緊急事態要避難者にかかる避難準備の実施要請があった時は、避難先市町村に対して避難所受付ステーションの設置を依頼します。【様式３－１】
- ⑤ 避難先市町村は、自らの管轄区域に災害による相当程度の被害が発生していると認められるなど正当な理由がある場合を除き、これを受入れ、避難所と併せ避難所受付ステーションの立ち上げ準備を開始します。
- ⑥ 避難先市町村は、保管場所から必要な資機材を持ち出し、あらかじめ決定していたレイアウト図に基づき、避難所受付ステーションを設置します。
- ⑦ 避難先市町村は、【様式４－１】により、県原子力災害警戒本部（県災害対策本部）に対して設置完了を報告します。
- ⑧ なお、県原子力災害警戒本部（県災害対策本部）への設置完了報告をもって、避難所受付ステーションを開設したものとします。
- ⑨ 県原子力災害警戒本部（県災害対策本部）は、石巻市に対し避難所受付ステーションの設置完了を連絡します。

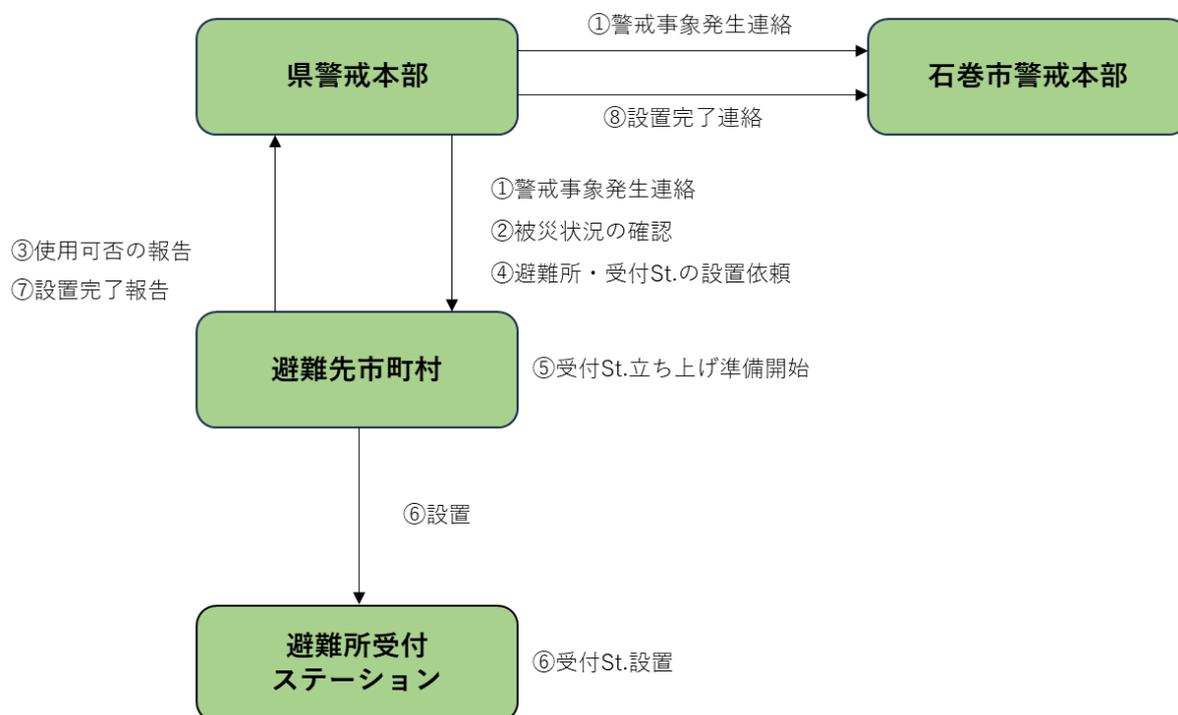


図 3-1 警戒事態における対応手順

(2) 施設敷地緊急事態【SE】(施設敷地緊急事態要避難者の避難)

- ① 県災害対策本部は、原子力発電所で施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合、県内の全市町村に対して、その旨を電話、ファクシミリ、電子メール、防災行政無線等の手段で伝達します。【参考2】
- ② 石巻市災害対策本部は、施設敷地緊急事態要避難者及びその支援者に対して、避難を指示し、避難所受付ステーションに向かうよう伝達します。
- ③ 石巻市災害対策本部は、避難先市町村に対して、指示に基づき施設敷地緊急事態要避難者及びその支援者が避難を開始した旨を連絡します。【様式5】
- ④ 石巻市は、石巻市担当職員に対して、石巻市の住民が避難を開始した旨を伝達します。
- ⑤ 避難所受付ステーションは、感染症対策を考慮し、基本的にドライブスルー方式とします。なお、石巻市の住民が避難所受付ステーションに到着した後の一連の動きについては、後述「2 (2) 避難所受付ステーションにおける全体の流れ」のとおりとします。
- ⑥ 以降、避難住民が到着する都度、⑤の業務を繰り返します。
- ⑦ 石巻市は、避難所受付ステーションからの定期報告に基づき、避難所受付ステーションにおける通過人数を収集・整理するとともに、最新の避難所情報を収集します。
- ⑧ 石巻市は、県災害対策本部及び避難先市町村に対して、定期的に通過人数を報告します。【様式6】

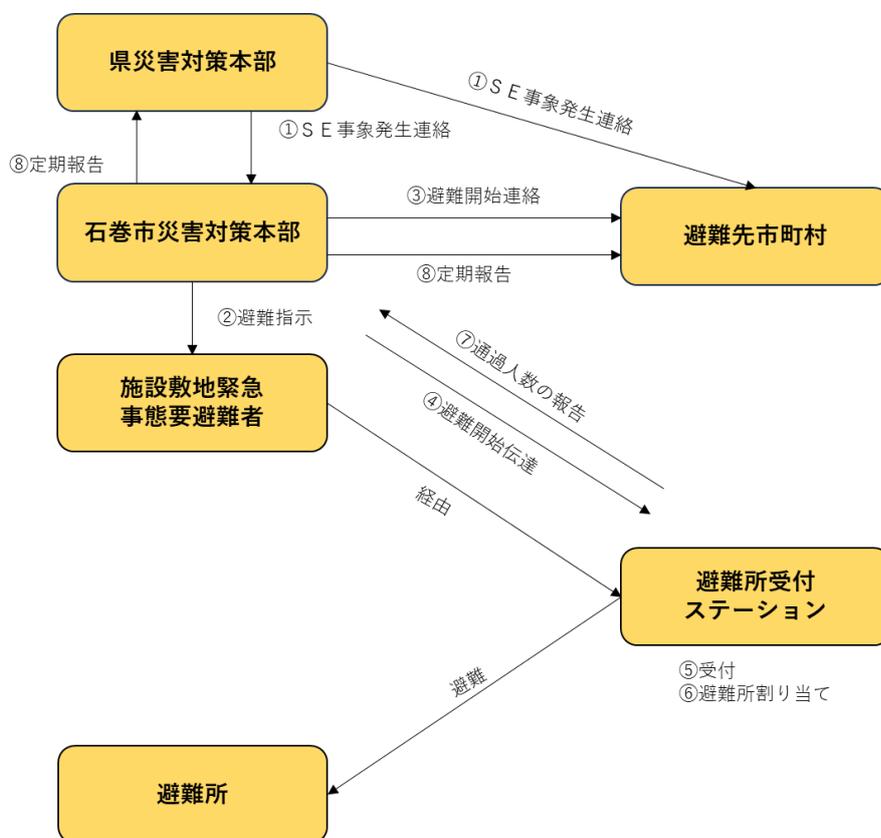


図 3-2 施設敷地緊急事態における対応手順

(3) 全面緊急事態【GE】(放射性物質放出前)(PAZ及び準PAZ住民の避難)

- ① 県災害対策本部は、原子力発電所で全面緊急事態に該当する事象が発生した場合、県内の全市町村に対して、その旨を、電話、ファクシミリ、電子メール、防災行政無線等の手段で伝達します。【参考3】
- ② 石巻市災害対策本部は、PAZ及び準PAZの住民に対して、避難を指示し、避難所受付ステーションに向かうよう伝達します。
- ③ 石巻市災害対策本部は、避難先市町村に対して、指示に基づきPAZ及び準PAZの住民が避難を開始した旨を連絡します。【様式5】
- ④ 石巻市は、石巻市担当職員に対して、石巻市のPAZ及び準PAZの住民が避難を開始した旨を伝達します。
- ⑤ 以降の業務については、(2)の⑤から⑧までと同様です。

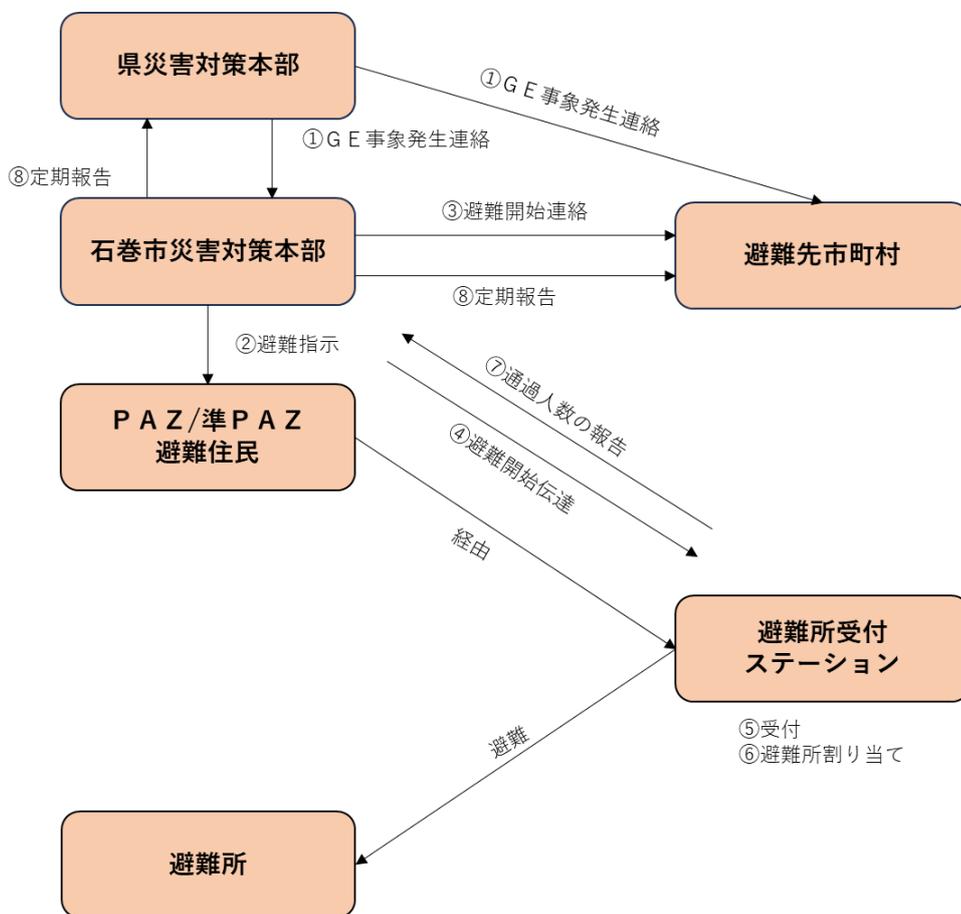


図 3-3 全面緊急事態（放射性物質放出前）における対応手順

(4) 全面緊急事態【GE】(放射性物質放出後)(UPZ住民の避難)

- ① 県災害対策本部は、原子力発電所から放射性物質の放出があった場合、県内の全市町村に対して、その旨を電話、ファクシミリ、電子メール、防災行政無線等の手段で伝達します。【参考4】
- ② 県災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を、適時県内の全市町村に対して情報を提供します。【参考5】
- ③ 緊急時モニタリングの結果、石巻市内でOIL1(500 μ Sv/h)もしくはOIL2(20 μ Sv/h)を超過した地域が発生し、避難等の対象となった場合、国及び県から石巻市に対して避難等の指示が伝達します。
- ④ 石巻市災害対策本部は、避難先市町村に対して、広域一時滞在に係る避難所の提供について協議するとともに、避難所及び避難所受付ステーションの設置を要請します。【様式3-2】(災害対策基本法第86条の8第1項)
- ⑤ 避難先市町村は、自らの管轄区域に、自然災害による相当程度の被害が発生していると認められるなど、正当な理由がある場合を除き、この協議を受入れ、避難所及び避難所受付ステーションの設置を決定します。(災害対策基本法第86条の8第3項)
- ⑥ 避難先市町村は、保管場所から必要な資機材を持ち出し、あらかじめ決定していたレイアウト図に基づき、避難所受付ステーションを開設する
- ⑦ 石巻市災害対策本部は、避難退域時検査等場所の開設状況、避難経路の安全確認等、避難等を指示するのに必要な情報を収集します。
- ⑧ 避難先市町村は、【様式4-2】により石巻市災害対策本部に対し設置完了を報告します。
- ⑨ 石巻市災害対策本部は、当該地域の住民に対して、避難等を指示します。この際、石巻市災害対策本部は、住民に対して必ず避難退域時検査等場所及び避難所受付ステーションを経由するよう指示します。
- ⑩ 石巻市災害対策本部は、避難先市町村に対して、指示に基づき避難等を開始した旨を伝達します。【様式5】
- ⑪ 石巻市災害対策本部は、避難所受付ステーションの要員に対して、住民が避難等を開始した旨を連絡します。
- ⑫ 避難所受付ステーションは、感染症対策を考慮し、基本的にドライブスルー方式とします。石巻市の住民が避難所受付ステーションに到着した後の一連の動きについては、後述「2 (2) 避難所受付ステーションにおける全体の流れ」のとおりとします。
- ⑬ 以降、避難住民が到着する都度、⑫の業務を繰り返します。
- ⑭ 石巻市災害対策本部は、避難所受付ステーションからの定期報告に基づき、避難所受付ステーションにおける通過人数を収集・整理するとともに、最新の避難所情報を収集します。
- ⑮ 石巻市災害対策本部は、県災害対策本部及び避難先市町村災害対策本部に対して、定期的に通過人数を報告します。【様式6】

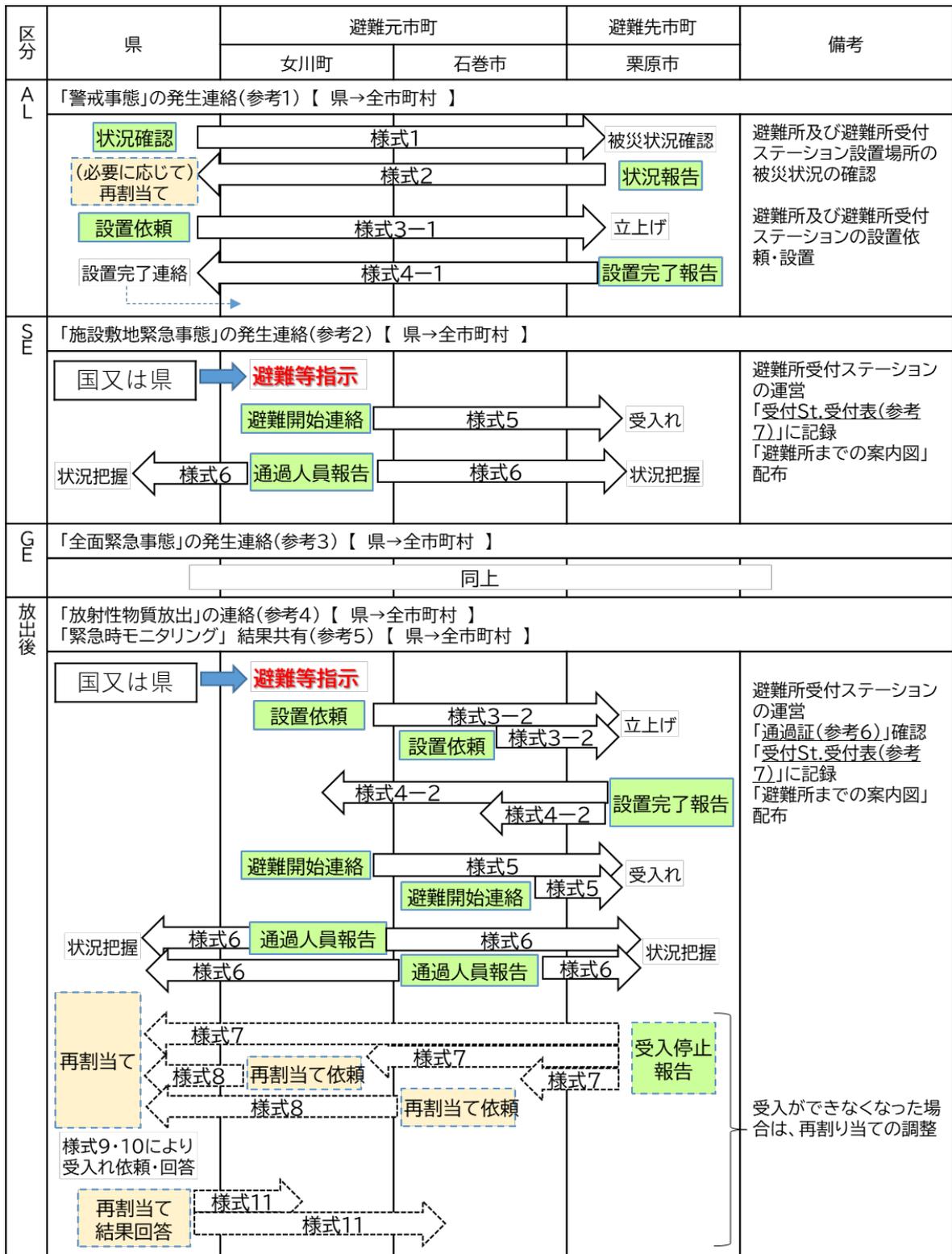


図 3-5 原子力災害時における対応の流れ

2. 避難所受付ステーション運営時の流れ

(1) 避難所受付ステーションで活動する職員の構成

避難所受付ステーションで活動する職員は「第2 事前対策 1 (2) 避難所受付ステーション運営にあたる人員の確保」に記載の職員で構成します。各職員の配置例を図3-6に示します。

基本はドライブスルー方式

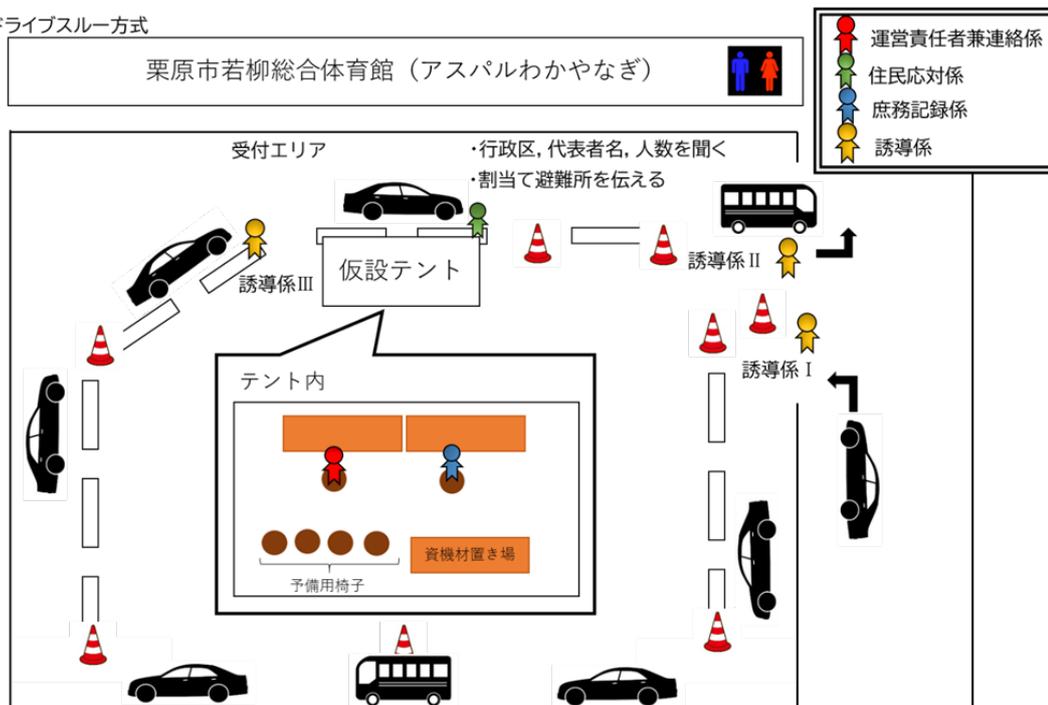


図3-6 避難所受付ステーション職員配置例

(2) 避難所受付ステーションにおける全体の流れ

避難等住民到着後の避難所受付ステーションの主な流れは以下のとおりとします。なお、感染症対策等を考慮し、原則ドライブスルー方式で対応します。

① 【誘導係Ⅰ】

敷地内へ避難車両を誘導

② 【住民対応係】

住民受付。以下の項目を確認する（複数の行政区が同乗している場合は、行政区毎に確認）。

- ・ 行政区名
- ・ 代表者氏名
- ・ 車両1台あたりの人数

※バスの場合は、バス運転手又は同乗している職員から聞き取り。

※自家用車の場合は、運転手から聞き取り。

③ 【庶務記録係】

受付票【参考7】へ住民情報を記録

※住民対応係が聞き取った住民情報を記録

④ 【住民対応係】

- ・ (UPZ住民の場合) 避難退域時検査等場所通過証【参考6】の確認
- ・ 避難経路案内図【参考8】の配布

※避難等住民に対して避難所を割当てし、あらかじめ作成しておいた避難所までの経路案内図を配布する。

※避難等住民へ割当てる避難所は、定員等により随時変更となることから、石巻市災害対策本部事務局からの情報に留意すること。

⑤ 【誘導係Ⅱ】

受付後の避難車両を敷地外へ誘導

⑥ 【誘導係Ⅲ】

次に受付する避難者を受付エリアへ誘導

(3) 避難所受付ステーションにおける各係の対応

① 運営責任者兼連絡係

○ 想定人数

1名

○ 役割

- ・ 避難所受付ステーションに係る全体統括
- ・ 石巻市災害対策本部との連絡調整（避難所受付ステーションの開設、通過人数の報告、避難所の再割当結果の確認等）
- ・ 避難所受付ステーションにおける通過人数の収集・整理
- ・ 通過人数が受入可能人数を超過する可能性があるかの検討

○ 業務手順

【開設時（石巻市職員又は避難先市町村）】

- a. 避難所受付ステーションの会場設置、要員参集が完了したことを確認します。
- b. 県災害対策本部及び石巻市災害対策本部へ避難所受付ステーション設置完了を報告します。

【開設中（石巻市職員）】

- a. 1時間ごとの庶務記録係より通過人数の報告を受け、その結果を石巻市災害対策本部へ報告します。

【通過人数が受入可能人数を超過する可能性がある場合】

- ① 石巻市災害対策本部へ、県に他市町村への受入調整してもらうよう依頼します。
⇒「④石巻市災害対策本部及び避難先災害対策本部の対応」
備考：「避難所の再割当て」参照。
- ② 新たな受入先市町村が決まった場合には、住民応対係及び庶務記録係に対し、新たな避難先を伝達するとともに、受入人数が超過した際に、避難等住民に同避難先を紹介するよう指示します。

【交代時（石巻市職員）】

- a. 8時間活動後、次の運営責任者兼連絡係に最新の受付状況を報告し、業務を引継ぎます。

【交代時（避難先市町村）】

- a. 8時間活動後もしくは石巻市職員到着後、次の運営責任者兼連絡係に最新の受付状況を報告し、業務を引継ぎます。
- b. 石巻市職員への引継ぎ後は、避難先市町村災害対策本部へその旨を報告します。

② 住民対応係

○ 想定人数

1名以上

○ 役割

- ・ 避難等住民への住民情報の聞き取り（避難元行政区等）
- ・ 避難等住民への避難先の伝達（避難経路案内図の配布）

○ 業務手順

- a. 避難所受付ステーション入口の誘導係 I より誘導された避難車両を受付エリアに停車させます。
- b. 避難車両の運転手に対し、車両の窓越しに「避難元行政区名」、「代表者名」、「乗車人数」を聞き取ります（複数の行政区が同乗している場合は、行政区毎に確認します）。

発話例

- ・ どちらの行政区から避難されてきましたか。
- ・ 代表者（運転手）の方のお名前（フルネーム）と乗車人数を教えてください。

【行政区名が分からない場合】

⇒行政区名の入った石巻市の地図を見せ、住所付近を指さしてもらいます。

発話例

- ・ こちらの地図をご覧ください。どちらの行政区から避難されてきましたか。
- ・ 行政区は〇〇になります。

【受入れを停止した場合】

⇒石巻市災害対策本部を通じて県と調整した新たな避難先市町村を伝達する。

発話例

- ・ 申し訳ありませんが、〇〇市の避難所が満員となったため、県から新たな避難先を伝えるように指示を受けております。
- ・ 新たな避難先は□□市（町村）となりますので、こちらの案内図を参考に□□市（町村）の避難所受付ステーションへ移動して下さい。

- c. 【UPZ住民の場合のみ】運転手に対し、避難退域時検査等場所で配布された通過証の提示を求めます。

発話例

- ・ 検査場所で配布された通過証を提示して下さい。

※避難退域時検査等場所通過証を所持していない者及び自主避難者への対応については、別に定めます。

- d. bの住民情報について、庶務記録係が記録したことを確認した上で、避難先を運転手に伝達しつつ経路案内図を配布します。

発話例

- ・ 指定の避難所は〇〇です。こちらの案内図を参考に移動して下さい。
- e. 避難所受付ステーション出口に向かって進むよう伝達します。

③ 庶務記録係

- 想定人数
1名以上
- 役割
 - ・ 住民情報の記録
 - ・ 運営責任者兼連絡係への受付住民数の報告
- 業務手順
 - a. 住民対応係が聞き取った「避難元行政区名」、「代表者名」、「乗車人数」を受付票【参考7】に記録します。
 - b. 1時間ごとに運営責任者兼連絡係へ記録結果を報告します。

④ 誘導係

- 想定人数
3名
- 役割
 - ・ 避難所受付ステーション出入口及び敷地内の車両誘導
- 業務手順
 - 【誘導係Ⅰ】敷地内へ避難車両を誘導
 - a. 避難所受付ステーション入口に待機し、誘導棒を用いて受付エリア方面に車両を誘導します。
 - 【誘導係Ⅱ】敷地外へ避難車両を誘導
 - a. 避難所受付ステーション出口に待機し、誘導棒を用いて受付を終えた車両を公道へ誘導します。
 - 【誘導係Ⅲ】受付エリア手前の避難車両を受付エリアに誘導
 - a. 前方の避難車両が受付を終えたことを確認し、待機車両を受付エリアに誘導します。

(4) 石巻市災害対策本部及び避難先災害対策本部の対応

【石巻市災害対策本部の対応】

- ① 石巻市は、避難所受付ステーションからの定期報告に基づき、避難所受付ステーションにおける通過人数を収集・整理するとともに、常に最新の避難所情報を収集するよう努めます。
- ② 石巻市は、県及び避難先市町村に対して、【様式6】により定期的に通過人数を報告します。

【避難先市町村災害対策本部の対応】 ※石巻市が対応できない場合

- ① 避難先市町村は、避難所受付ステーションからの定期報告に基づき、避難所受付ステーションにおける通過人数を収集・整理するとともに、常に最新の避難所情報を収集するよう努めます。
- ② 避難先市町村は、県及び石巻市に対して、【様式6】により定期的に通過人数を報告します。

【共通】

避難所の再割当てが必要になった際は、以下により調整します。

【避難所の再割当て】

- ① 避難先市町村は、追加の被災や避難所定員の上限に達した等の理由により、広域一時滞在者の受入れが出来なくなった場合又はその恐れがある場合は、県及び石巻市に対して、受入れの停止を通知します。【様式7】
- ② 石巻市は、避難等が必要な住民の新たな避難先の確保が必要なことから、県に対して、避難所の再割当てを依頼します。【様式8】
- ③ 県は、宮城県総合防災システム（MIDORI）に入力されている避難所開設情報等を参考に、既に広域一時滞在者の受入れを停止している避難先市町村以外の市町村に対して、受入れを依頼します。【様式9】
- ④ 受入れを依頼された市町村は、管轄する避難所の最新情報を確認の上、受入れの可否を回答します。【様式10】
- ⑤ 県は、避難先市町村からの回答を取りまとめ、再割当ての結果を石巻市に回答します。【様式11】また、県は避難先市町村に対しても再割当て結果を情報提供します。
- ⑥ 避難先市町村及び石巻市は、避難所受付ステーションの運営責任者兼連絡係に対して、再割当て結果を情報提供する。

3. 避難所受付ステーションの運営と石巻市への引継ぎ

避難所受付ステーションの運営は、石巻市が運営することを基本としますが、石巻市において災害により甚大な被害があり、対応できない場合等には、石巻市担当職員が到着するまでの間、避難先市町村が運営に協力していただきます。

4. 避難所受付ステーション閉鎖の流れ

- ① 原子力災害の収束又は避難等の完了により、避難所受付ステーションを使用する必要性がなくなった場合、国、県、石巻市等の関係者が協議の上、県が避難所受付ステーションの閉鎖を決定します。
- ② 閉鎖決定後、県から避難先市町村、石巻市に対して閉鎖の報告がされます。石巻市による会場撤去後、避難先市町村は会場が現状復帰された旨を確認します。

5. その他

(1) 要配慮への対応

避難所受付ステーションでは、要配慮者に対しても一般避難者同様に受付し、避難所へ案内します。避難所入所後に避難者の健康調査を行い、福祉避難所への入所が必要と判断した場合には、福祉避難所への入所に対応します。

要配慮者の避難所受付ステーションまでの流れを図3-7、図3-8に示します。

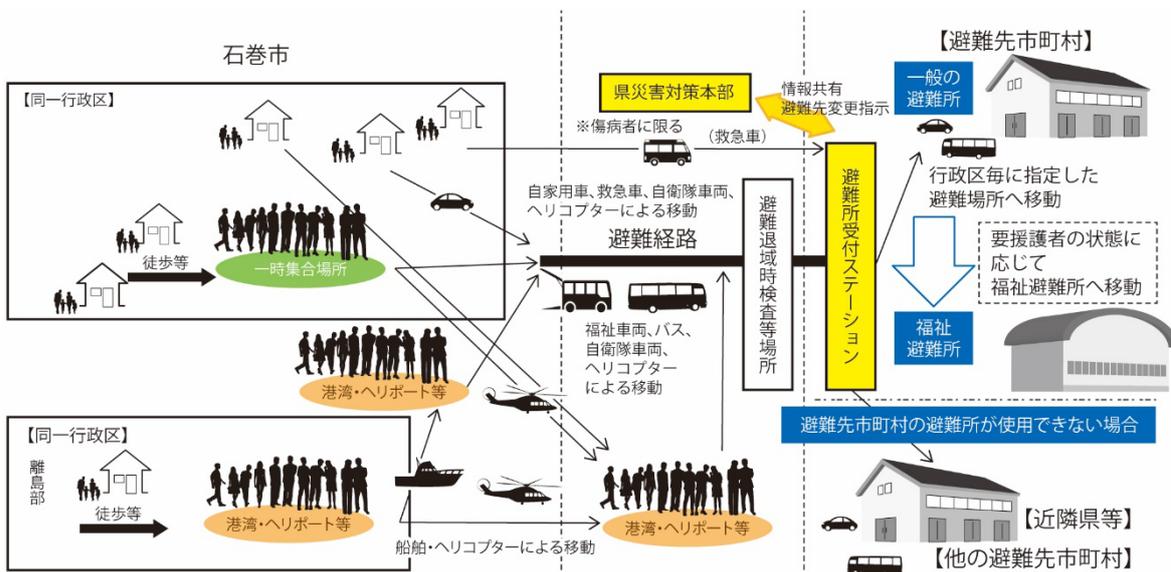


図3-7 在宅の要配慮者の避難イメージ

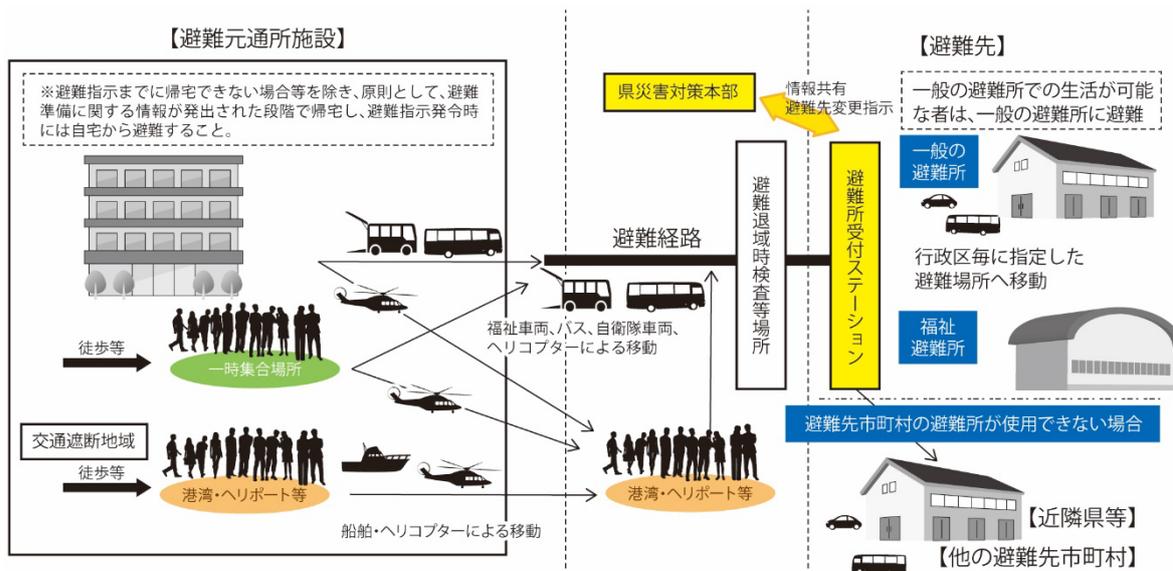


図 3-8 通所施設利用者の避難イメージ

第4 資料編

1. 避難所受付ステーションに必要な基本セット

資機材名	数量	備考
テント	2張以上 (1張/レーン、予備分含む)	通過台数に応じて資機材数を追加し、受付レーンを増やして対応することも検討
長机	4本以上 (3本/レーン、予備分含む)	
椅子	10個以上 (予備分含む)	
コーン	10本程度	会場の形状に応じて増減
誘導用標識	10枚程度	会場の形状に応じて増減 コーン差し込み型
看板	3枚	入口・受付エリア・出口で1枚ずつ
筆記用具	人員配置に応じて	
受付票【参考7】	通過見込み人数に応じて	
避難経路案内図	通過見込み人数に応じて	避難所受付ステーションから各避難所までの案内図
誘導棒	3本	入口・受付エリア前・出口で1本ずつ
通信機器	1台	設置場所の固定電話等を優先して使用 必要に応じて各所属の防災携帯等を活用する
電池式照明器具	4台	夜間対応のため
照明器具用電池	4台分×7日	—
マスク	1クールあたりの職員数× 3クール×7日	感染症対策として配備 全職員が装着
フェイスシールド	1クールあたりの住民対応 係等職員数×3クール×7 日	感染症対策として配備 住民と直接接触が想定される職員が装着
アルコール消毒薬	7本(7日分)	感染症対策として配備 住民と直接接触が想定される場所に配置
携帯用カイロ	1クールあたりの職員数× 3クール×7日	冬期の活動時に使用
指定職員用の食料・ 飲料水	1クールあたりの職員数× 3クール×7日	—

2. 避難所受付ステーションに係る業務一覧

略称：避難所受付ステーション（受付 St.）、

警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）

番号	事態	様式 番号	伝達ルート		概要
			発	着	
1	AL	参考1	県	全市町村	ALの発生連絡
2		様式1	県	避難先市町村	避難所、受付 St. の被災状況の確認
3		様式2	避難先市町村	県	避難所、受付 St. の被災状況の報告
4		様式3-1	県	避難先市町村	避難所、受付 St. の設置依頼
5		様式4-1	避難先市町村	県	避難所、受付 St. の設置完了報告
6	SE	参考2	県	全市町村	SEの発生連絡
7		様式5	石巻市	避難先市町村	SE要避難者の避難開始連絡
8		様式6	避難先市町村 (石巻市)	県、石巻市 (避難先市町村)	通過人数の報告
9	GE (放射性物質放出前)	参考3	県	全市町村	GEの発生連絡
10		様式5	石巻市	避難先市町村	PAZ・準PAZ住民の避難開始連絡
11		様式6	避難先市町村 (石巻市)	県、石巻市 (避難先市町村)	通過人数の報告
12	GE (放射性物質放出後)	参考4	県	全市町村	放射性物質放出の連絡
13		参考5	県	全市町村	緊急時モニタリング結果の共有
14		様式3-2	石巻市	避難先市町村	避難所、受付 St. の設置依頼
15		様式4-2	避難先市町村	石巻市	避難所、受付 St. の設置完了報告
16		様式5	石巻市	避難先市町村	OIL2/OIL1超過地域の一時 移転/避難開始連絡
17	様式6	避難先市町村 (石巻市)	県、石巻市 (避難先市町村)	通過人数の報告	
18	再 割 当 関 係	様式7	避難先市町村	県、石巻市	受入停止の連絡
19		様式8	石巻市	県	避難所再割当依頼（石巻市→県）
20		様式9	県	避難先市町村	避難所再割当依頼 (県→避難先市町村)
21		様式10	避難先市町村	県	受入可否の回答
22		様式11	県	石巻市	再割当結果の回答
23	受 付 関 係	参考6	—	—	避難退域時検査等場所通過証
24		参考7	—	—	受付 St. 受付票
25		参考8	—	—	受付 St. から避難所までの案内図